

# 福祉生活病院常任委員会資料

(平成26年9月18日)

【 件 名 】

2 お泊まりデイサービスガイドライン案について

(長寿社会課)・・・1

福祉保健部

# お泊まりデイサービスガイドライン案について

平成26年9月18日  
長寿社会課

## 1 概要

本年1月の調査により、本県では平成25年12月現在67ヶ所のデイサービス事業所でお泊まりデイサービスが行われていることが明らかとなった。

このお泊まりデイサービスに関し、利用される介護を要する高齢者の安心安全等の観点から、ガイドラインを策定する。

策定にあたっては、事業所への実地調査、パブリックコメントの募集とともに、県政参画電子アンケート、保険者(市町等)及び地域包括支援センターへのアンケートを実施し、県民及び関係者から、幅広く意見を聴取した。

## 2 ポイント

### (1) ガイドライン策定の考え方

- やむを得ない場合において、緊急かつ短期間の利用を原則とする。
- 短期入所生活介護事業所又は小規模多機能型居宅介護事業所の指定基準等に準じる。
- 防火対策、安全確保及び衛生管理については、建築基準法、消防法及び旅館業法等の遵守を求める。

### (2) 主な項目

項目	内容
連続宿泊日数	30日以内とすること(※)
総宿泊日数	要介護認定又は要支援認定有効期間の半数を超えないこと(※)
宿泊定員	デイサービスの利用定員の40%以内とすること
宿泊室	個室を原則とし、1人当たり面積を7.43平方メートル以上とすること
宿泊階	原則1階とすること
夜間の職員配置	宿泊人数9人ごとに夜勤1名以上配置
非常災害対策	夜間避難計画の策定及び夜間避難訓練の実施
報告・公表	ガイドラインへの適合状況の報告を受け、公表を行うこと

(※) ケアマネジャーが必要性を認めた場合は、連続宿泊日数、総宿泊日数の例外を認める。

## 3 検討にあたっての経過

平成26年4月～6月	全お泊まりデイサービス事業所への実地調査
平成26年8月1日～25日	パブリックコメントを募集
平成26年8月18日～19日	事業者説明会(鳥取市、倉吉市)
平成26年8月28日～9月10日	保険者及び地域包括支援センターアンケートを実施
平成26年9月2日～11日	県政参画電子アンケートを実施
平成26年9月9日	小規模ケア・連絡会との意見交換会

## 4 今後の予定

平成26年10月	ガイドライン施行
平成27年4月	宿泊サービス事業者の報告及び適合状況等の公表制度を施行

# 鳥取県における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する指針（ガイドライン）（案）

## 第1 総則

### 1 目的

鳥取県における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「基準」という。）は、指定通所介護事業所等において、宿泊サービスを提供する場合における遵守すべき事項を定めることにより、当該宿泊サービスを利用する者の尊厳の保持及び安全確保を図ることを目的とする。

### 2 定義

(1) この基準において、「宿泊サービス」とは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第7項に規定する通所介護、第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護、第8条第17項に規定する認知症対応型通所介護及び第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型通所介護のいずれかの指定を受けた事業者（以下「指定通所介護事業者等」という。）が、次の場合において、当該指定を受けた事業所（以下「指定通所介護事業所等」という。）の利用者に対し、必要な介護及び宿泊を伴うサービスを提供することをいう。

ア 当該指定通所介護事業所等の営業時間外に、当該指定通所介護事業所等の設備の一部を使用する場合

イ 次の区画を使用する場合

(ア) 当該指定通所介護事業所等と同一建物内にあり、他に用途が明確に定められていない部屋等（「他に用途が明確に定められていない部屋等」とは、老人福祉法（昭和38年法律第133号）等の他の福祉関係制度上の区画として認められていない部屋等をいう。以下同じ）

(イ) 当該指定通所介護事業所等と同一敷地内の別の建物内にあり、他に用途が明確に定められていない部屋等

(2) この基準において、「宿泊サービス事業者」とは、宿泊サービスを提供する者をいう。

(3) この基準において、「宿泊サービス事業所」とは、宿泊サービスを提供する事業所をいう。

(4) この基準において、「利用者」とは、指定通所介護事業所等を利用している者であって、当該指定通所介護事業所等が提供する宿泊サービスを利用する者をいう。

### 3 基本方針

(1) 宿泊サービス事業所において、宿泊サービスを提供する場合に満たすべき人員、設備及び運営に関する取扱いについては、この基準で定めるところによる。

(2) 宿泊サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った宿泊サービスの提供に努めること。

(3) 宿泊サービス事業者は、利用者の状況や宿泊サービスの提供内容について、当該指定通所介護事業者等、法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者又は法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）と必要な連携を行うこと。

(4) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスが位置付けられた居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画等」という。）に沿って、宿泊サービスの提供を希望する利用者に対し、宿泊サービスを提供すること。

- (5) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービス事業の実施及び運営に当たっては、旅館業に該当する場合は、旅館業法(昭和23年法律第138号)の許可を取得するとともに、旅館業法、消防法(昭和23年法律第186号)、建築基準法(昭和25年5月24日法律第201号)、労働基準法(昭和22年法律第49号)その他の法令等を遵守すること。

#### 4 宿泊サービスを提供する上での原則

- (1) 宿泊サービス事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に一時的に宿泊サービスを提供すること。
- (2) 宿泊サービス事業者は、(1)の趣旨に鑑み、緊急かつ短期間の利用として宿泊サービスを提供すること。
- なお、利用者の真にやむを得ない事情により連続した利用が予定される場合においては、指定居宅介護支援事業者等と密に連携を図った上で、次の日数の範囲で宿泊サービスを提供すること。
- ① 利用者に連続して宿泊サービスを提供する日数は、30日以内とすること。
- ただし、ケアマネジャーがデイサービスでの宿泊以外の方法がないと認め、本人又は家族の同意のもとケアプラン上に位置付けた場合は、保険者に届け出ることに より、30日を超えて宿泊できるものとする。
- ② 利用者に宿泊サービスを提供する日数については、法第19条第1項に規定する要介護認定の有効期間又は同条第2項に規定する要支援認定の有効期間の半数を超えないこと。
- ただし、ケアマネジャーがデイサービスでの宿泊以外の方法がないと認め、本人又は家族の同意のもとケアプラン上に位置付けた場合は、保険者に届け出ることに より、要介護認定又は要支援認定の有効期間の半数を超えて宿泊できるものとする。
- (3) 宿泊サービス事業者は、指定通所介護、指定介護予防通所介護、指定認知症対応型通所介護又は指定介護予防認知症対応型通所介護(以下「指定通所介護等」という。)の適切な運営、サービスの提供に支障が生じないよう事業を行うこと。

## 第2 人員に関する基準

### 1 従業者の員数及び資格

- 宿泊サービス事業者が、宿泊サービス事業所ごとに置くべき従業者(以下「宿泊サービス従業者」という。)の員数及び資格は、次のとおりとすること。
- (1) 宿泊サービス従業者については、宿泊サービスの提供を行う時間帯(以下「提供時間帯」という。)を通じて介護職員又は看護職員(看護師又は准看護師をいう。)を常時、利用者9名に対し1名以上確保すること。ただし、宿直職員は含まない。
- なお、日中のデイサービスの時間帯を含めて、1名以上が看護職員であること。
- (2) 宿泊サービス従業者のうち介護職員については、介護福祉士等の資格を有する者又は介護職員初任者研修課程を修了した者であることが望ましいこと。
- なお、それ以外の宿泊サービス従業者にあっても、介護等に対する知識及び経験を有する者であること。
- (3) (1)の規定に関わらず夕食及び朝食時間等の繁忙時間帯においては、必要な員数を確保すること。
- (4) 緊急時に対応するため宿直職員の配置又は提供時間帯を通じた連絡体制の整備を行うこと。

## 2 責任者

宿泊サービス事業者は、宿泊サービス従業者の中から、責任者を定めること。

## 第3 設備に関する基準

### 1 利用定員

宿泊サービス事業所は、利用定員を当該指定通所介護事業所等の運営規程に定める利用定員の40%以内とすること。

### 2 設備及び備品等

#### (1) 必要な設備及び備品等

宿泊サービス事業所は、宿泊室及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに宿泊サービスに必要なその他の設備及び備品等を備え、当該指定通所介護事業所等の運営に支障がないよう適切に管理すること。

なお、当該指定通所介護事業所等の設備及び備品等については、その運営に支障がない範囲で使用して差し支えない。

(2) (1) に掲げる宿泊室及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備の基準は、次のとおりとする。

#### ① 宿泊室

ア 原則、個室とする。なお、個室提供が困難な場合は、パーティション等により、プライバシーが確保できる状態とすること。

イ 利用者の1人当たりの占有面積は7.43平方メートル以上とすること。

ウ 宿泊室は原則建物の1階部分に設置するものとする。

エ 夫婦又は兄弟等の場合を除き、異性の利用者(男女)が同室で宿泊することがないように配慮すること。

#### ② 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

ア 消火器、非常案内灯の設置などの安全対策を行うこと。

イ 消防法、建築基準法等の関連法令を遵守し、スプリンクラー若しくは簡易型スプリンクラーを設置するなど、利用者の安全確保に努めること。

## 第4 運営に関する基準

### 1 内容及び手続の説明及び同意

宿泊サービス事業者は、宿泊サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、10に定める運営規程の概要、宿泊サービス責任者の氏名、宿泊サービス従業者の勤務体制その他の利用申込者の宿泊サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、宿泊サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得ること。

### 2 宿泊サービス提供の記録

宿泊サービス事業者は、宿泊サービスを提供した際には、提供日、提供した具体的な宿泊サービスの内容及び利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供すること。

### 3 宿泊サービスの取扱方針

- (1) 宿泊サービス事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当かつ適切に行うこと。
- (2) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、宿泊サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (3) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならないこと。
- (4) 宿泊サービス事業者は、(3)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由を記録すること。

### 4 宿泊サービス計画の作成

宿泊サービス事業者は、宿泊サービスを4日以上連続して利用することが予定されている利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえて、利用者が利用する指定通所介護事業所等におけるサービスとの継続性に配慮して、当該利用者の指定居宅介護支援事業者等と連携を図った上、具体的なサービスの内容等を記載した宿泊サービス計画を作成すること。

なお、宿泊サービス計画は、指定通所介護等の計画と明確に区分されていること。

### 5 介護

- (1) 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うこと。
- (2) 宿泊サービス事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行うこと。
- (3) 宿泊サービス事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えること。
- (4) 宿泊サービス事業者は、(1)から(3)までに定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行うこと。

### 6 食事

- (1) 宿泊サービス事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供すること。
- (2) 宿泊サービス事業者は、利用者が可能な限り離床して、適切な場所で食事を摂ることを支援すること。

### 7 健康への配慮

宿泊サービス事業者は、当該指定通所介護事業所等において把握している利用者の健康に関する情報に基づき、必要に応じて主治の医師や指定居宅介護支援事業者等と連携し、常に利用者の健康の状況に配慮して適切な宿泊サービスを提供すること。

### 8 相談及び援助

宿泊サービス事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこと。

## 9 緊急時等の対応

- (1) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に備えて、事前に、宿泊する従業者以外の従業者においても支援体制を確保しておくこと。
- (2) 宿泊サービス事業者は、主治の医師又はあらかじめ協力医療機関を定めている場合は、協力医療機関への緊急連絡体制を整えること。

## 10 運営規程

宿泊サービス事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておくこと。

なお、③の営業時間（サービス提供時間）については、日中に介護保険事業として行われる指定通所介護等のサービス提供時間及び延長サービスを行う時間とは明確に区分すること。

また、利用者から⑤の利用料の支払いを受ける場合は、日中に介護保険事業として行われる指定通所介護等（延長サービスを含む。）の会計と宿泊サービスの会計を明確に区分すること。

- ① 事業の目的及び運営の方針
- ② 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③ 営業日及び営業時間（サービス提供時間）
- ④ 利用定員
- ⑤ 宿泊サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- ⑥ 宿泊サービス利用に当たっての留意事項
- ⑦ 緊急時等における対応方法
- ⑧ 非常災害対策
- ⑨ その他運営に関する重要事項

## 11 勤務体制の確保等

- (1) 宿泊サービス事業者は、利用者に対し適切な宿泊サービスを提供できるよう、宿泊サービス従業者の勤務体制を定めておくこと。
- (2) 宿泊サービス事業者は、当該宿泊サービス従業者によって宿泊サービスを提供すること。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

## 12 定員の遵守

宿泊サービス事業者は、運営規程に定める利用定員を超えて宿泊サービスの提供を行ってはならない。

## 13 非常災害対策

- (1) 宿泊サービス事業者は、非常災害時の関係機関への通報や地域住民等との連携体制の確立などを盛り込んだ夜間避難計画及びそれに基づく夜間防災訓練計画を策定するとともに、それらを定期的に宿泊サービス従業者に周知すること。  
また、夜間防災避難訓練計画に基づく訓練を年1回以上実施すること。
- (2) 防火及び火災対策の徹底を期するため、消防署、建築担当部署等に必要に応じ指導又は助言を求めよう努めること。

#### 14 衛生管理等

- (1) 宿泊サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じること。
- (2) 宿泊サービス事業者は、当該宿泊サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めること。
- (3) 旅館業法に定める衛生措置等の基準を遵守すること。また、旅館業法に該当しない場合にあっても、衛生措置等は旅館業法に定める基準に準じること。

#### 15 掲示

宿泊サービス事業者は、当該宿泊サービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、宿泊サービス責任者の氏名、宿泊サービス従業者等の勤務の体制、苦情処理の概要その他、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。

#### 16 秘密保持等

- (1) 宿泊サービス従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないこと。
- (2) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービス従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じること。
- (3) 宿泊サービス事業者は、指定居宅介護支援事業者等との連携において、宿泊サービス事業所における利用者の個人の情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておくこと。

#### 17 広告

宿泊サービス事業者は、宿泊サービス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしなないこと。

また、宿泊サービスは、介護保険給付の対象となる指定通所介護等とは別のサービスであることを明記すること。

#### 18 苦情処理

- (1) 宿泊サービス事業者は、提供した宿泊サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じること。
- (2) 宿泊サービス事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。

#### 19 事故発生時の対応

- (1) 宿泊サービス事業者は、利用者に対する宿泊サービスの提供により事故が発生した場合は、小規模多機能型介護事業所等における事故発生時の取扱い（小規模多機能型介護事業所の指定権者である各市町村に問い合わせること。）に準じて、必要な措置を講じること。
- (2) 宿泊サービス事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して行った処置について記録すること。
- (3) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスの提供に係る賠償すべき事故の発生に備え、必要な保険等に加入すること。



## 20 報告と公表

- (1) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスの実施状況及び苦情に関する記録について、別途知事が定める日時点の状況を別途知事が定める日までに、新たに宿泊サービスを提供する際には速やかに鳥取県に報告すること。
- (2) 鳥取県は、宿泊サービス事業者の報告に基づき本指針の適合状況等の公表を行うものとする。

## 21 調査への協力等

宿泊サービス事業者は、提供した宿泊サービスに関し、妥当かつ適切に実施されているかどうかを確認するために行う県又は保険者の調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うこと。

## 22 記録の整備

- (1) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービス従業者、設備、備品に関する諸記録を整備しておくこと。
- (2) 宿泊サービス事業者は、利用者に対する宿泊サービスの提供に関する次のアからオまでに掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存すること。
  - ア 2に定める具体的な宿泊サービス提供の内容等の記録
  - イ 3(4)に定める身体的拘束等の記録
  - ウ 4に定める宿泊サービス計画
  - エ 18(2)に定める苦情の内容等の記録
  - オ 19(2)に定める事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録

## 付 則

- 1 この指針は、平成26年10月1日に施行する。
- 2 第4の20に定める宿泊サービス事業者の報告及び適合状況等の公表は、平成27年4月1日から行う。

(参考) 消防法令に基づく主な整備内容 (平成27年4月1日以後)

○宿泊サービスを利用する避難が困難な要介護者の割合が、当該施設の宿泊サービス利用者全体の半数以上である高齢者向け施設 \* 消防法施行令別表第1 6項口(1)

適用規模等		整備すべき内容
延べ面積	0㎡～	誘導灯
	0㎡～	カーテン等の防災措置
	0㎡～	消火器
	0㎡～	自動火災報知設備
	0㎡～	消防機関へ通報する火災報知設備 (自動火災報知設備と連動)
	700㎡～	屋内消火栓設備 (スプリンクラーの有効範囲は免除) ※耐火、準耐火、内装制限により緩和
	0㎡～	スプリンクラー設備
収容人員	10人	防火管理者の選任
	(階) 20人	避難器具 (避難階は不要) 10人で必要の場合あり
	300人	非常放送設備

○その他にも必要な整備内容あり

○利用者を入所・入居・宿泊させる高齢者向け施設で上記の6項口(1)に掲げるもの以外  
\* 消防法施行令別表第1 6項ハ(1)

適用規模等		整備すべき内容
延べ面積	0㎡～	誘導灯
	0㎡～	カーテン等の防災措置
	150㎡～	消火器
	・利用者を入居させ、又は宿泊させる場合：0㎡～ ・上記以外：300㎡～	自動火災報知設備
	500㎡～	消防機関へ通報する火災報知設備
	700㎡～	屋内消火栓設備 (スプリンクラーの有効範囲は免除) ※耐火、準耐火、内装制限により緩和
	6,000㎡～	スプリンクラー設備
収容人員	30人	防火管理者の選任
	(階) 20人	避難器具 (避難階は不要) 10人で必要の場合あり
	300人	非常放送設備

○その他にも必要な整備内容あり

(参考) 建築基準法に基づく主な整備内容

項目	適用規模等	整備すべき内容
敷地と道路が接する長さ	0㎡～	幅員4m以上の道路に <u>3m以上の長さ</u> で接すること
非常用照明の設置	0㎡～	居室、避難経路(廊下、階段等)に設置
防火上主要な間仕切り ※1	0㎡～	主に以下の箇所に準耐火構造以上の壁の設置 ①居室間(3室100㎡以内は1室扱い) ②居室・避難経路間 ③火気使用室・その他の部分
居室の採光	0㎡～	床面積× <u>(1/7～1/10)</u> 以上の大きさの窓等の設置
居室の換気	0㎡～	床面積×1/20以上の大きさの窓等の設置
階段幅等	0㎡～	<通常> 幅75cm以上、蹴上げ22cm以下、踏面21cm以上  <直上階の居室の床面積の合計200㎡以上> 幅120cm以上、蹴上げ20cm以下、踏面24cm以上
2以上の階段設置	避難階以外の居室の床面積100㎡超	避難上有効に2箇所以上設置
廊下幅	居室の床面積200㎡超	※3室以下の専用のもを除く 両側居室で1.6m以上、その他で1.2m以上
内装制限	0㎡～	火気使用室：準不燃材料以上
	用途に供する床面積200㎡以上	居室の壁：難燃材料以上 廊下階段等：準不燃材料以上 ※ただし、 ・耐火建築物は3階以上の床面積300㎡以上 ・準耐火建築物は2階部分の床面積300㎡以上の場合に適用
構造制限		2階部分の床面積200㎡以上→準耐火建築物 3階以上を当該用途に供する→耐火建築物
用途地域の規制		工業専用地域での設置不可

○その他にも必要な整備内容あり

※1 防火上主要な間仕切り設置の規制緩和について

次の方法をとる場合は、防火上主要な間仕切りを準耐火構造としなくてもよい。

方法1	建物の床面積が200㎡以下でスプリンクラーが設置されている場合 ●200㎡以上の場合は200㎡以内毎に防火区画が必要
方法2	住宅用火災報知器を設置し、居室の床面積の合計が100㎡以下で、 ①居室から直接「屋外通路」や「屋外通路に面したバルコニー」に出られる場合 ②居室(当該居室の戸は常時閉鎖又は自動閉鎖に限る)から出口までが8m以内である場合など避難が容易な状況である場合(居室の内装が難燃以上であれば16m) ●居室：廊下、階段、トイレ、倉庫などを除く居住や作業に関わる部屋

(参考) 旅館業法に定める構造設備及び衛生措置の基準

1 構造設備等の基準 \*旅館業法施行令

区分	基準
構造設備	客室の延べ床面積は、33m <sup>2</sup> 以上であること。
	階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔は、おおむね1m以上であること。
	適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。
	宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。
	宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面台を有すること。
	適当な数の便所を有すること。

2 衛生措置等 \*鳥取県旅館業法施行条例

区分	基準
清潔	浴衣、布団の襟部及びまくらを覆うための布並びに敷布は、宿泊者ごとに洗濯したものを用いること。
	便所、下水溝等には、ねずみ及び昆虫の防除装置を施し、その駆除に努めること。
定員	客室には、客室の有効面積1.5m <sup>2</sup> について1人を超えて客を収容してはならない。
浴室	浴室は、外部から見通すことのできないようにすること。
	原湯、原水、あがり湯及びあがり水（水道水を使用するものを除く。以下において同じ）並びに浴槽水は、レジオネラ属菌10cfu/100ml未滿となるよう水質を管理し、適合しない場合は直ちに適切な措置を講じること。
	原湯、原水、あがり湯及びあがり水並びに浴槽水は、次に掲げるところにより水質検査を行い、その結果の記録を検査の日から3年間施設に保管すること。 ア 原湯、原水、あがり湯及びあがり水は、1年に1回以上 イ 浴槽水は、浴槽ごとに、連日使用浴槽水（浴槽水を循環させ、及びろ過して再利用する浴槽水（毎日、原湯及び原水のみを使用して完全に交換するものを除く））にあっては1年に2回以上、それ以外の浴槽水にあっては1年に1回以上
	原湯を貯留する槽は、1年に1回以上、清掃及び消毒を行うとともに、適切な方法で生物膜（微生物の増殖等により形成される膜をいう。以下同じ。）を除去すること。
	浴槽水は、入浴者ごとに完全に交換する場合を除き、入浴者が使用する際には満水にし、かつ、原湯、原水又は十分にろ過した湯水を供給することにより清浄を保つこと。
	次に掲げるところにより、浴槽水を原湯及び原水のみを使用して完全に交換するとともに、浴槽を清掃すること。ただし、温泉が浴槽内に自噴している浴槽にあっては、完全に交換することを要しない。 ア 連日使用浴槽水は、1週間に1回以上 イ 連日使用浴槽水以外の浴槽水は1日1回以上
	浴槽にろ過器を使用している場合は、1週間に1回以上、ろ過器、湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管等（以下ろ過器等という。）の清掃及び消毒を行うとともに、1年に1回以上、適切な方法でろ過器等の生物膜を除去すること。
	あがり湯、あがり水、打たせ湯には、浴槽水を再利用しないこと。
	浴槽水を消毒するときは、次のいずれかの方法により行うこと。 ア 塩素系薬剤を使用し、入浴時の遊離残留塩素濃度を1Lあたり0.2mgから0.4mgまでに保つ方法。 イ 消毒の効果がアに掲げる方法と同等以上であると知事が認める方法。
	清掃及び消毒の実施状況を点検表に記録するとともに、当該点検表を記録の日から3年間施設に保管すること。

## パブリックコメント等に対する県の対応状況

パブリックコメント等を踏まえ、原案に対し、以下のとおり所要の対応を行った。

区分	対応状況	考え方
連続宿泊 日数	<p>※当初の案に、以下のただし書きを追加する。</p> <p>「ただし、ケアマネジャーがデイサービスでの宿泊以外の方法がないと認め、本人又は家族の同意のもとケアプラン上に位置付けた場合は、保険者（市町等）に届け出ることにより、30日を超えて宿泊できるものとする。」</p> <p>【当初検討していた案】</p> <p>利用者に連続して宿泊サービスを提供する日数は、30日以内とすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>パブリックコメント、関係者意見を踏まえ、真にやむを得ない場合に、30日又は要介護認定の有効期間の半数を超えた宿泊を行うことができるものとする。</li> <li>届出制とすることで、無秩序な長期宿泊等を抑制する</li> <li>本人又はその家族の同意を条件とし、利用者として納得しての利用であることを明らかにする。</li> </ul>
総宿泊 日数	<p>※当初の案に、以下のただし書きを追加する。</p> <p>「ただし、ケアマネジャーがデイサービスでの宿泊以外の方法がないと認め、本人又は家族の同意のもとケアプラン上に位置付けた場合は、保険者に届け出ることにより、要介護認定又は要支援認定の有効期間の半数を超えて宿泊できるものとする。」</p> <p>【当初検討していた案】</p> <p>利用者に宿泊サービスを提供する日数については、(中略) 要介護認定の有効期間の概ね半数を超えないこと。</p>	
報告及び 公表時期	<p>※平成27年4月からとする。</p> <p>【当初検討していた案】</p> <p>平成27年1月</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者等から、短期間では対応できないとの声もあるため</li> </ul>

(参考)

### 各種アンケート等の結果概要

【パブリックコメント】意見66件

区分	賛成	反対	賛否不明	計
デイサービス事業者関係	2	19	10	31
デイサービス利用者関係	0	11	1	12
デイサービス以外の介護サービス事業者	0	1	2	3
行政関係	1	0	0	1
その他（属性不明者含む）	0	13	6	19
計	3	44	19	66

【主な意見】

- ショートステイでは介護家族の負担軽減にならなかった。30日制限は困る(利用者)
- お泊まりデイは環境の変化少なく、なじみやすいので使いやすい。30日制限がかかると利用できなくなる(利用者)
- お泊まりデイの形態はニーズに合致している。期間は柔軟にして欲しい。(利用者)
- お泊まりデイは金銭面で負担が少ないので助かる。(利用者)
- 認知症など入所施設で断られた人など特別な事情の方の長期利用もある。(お泊まり事業者)
- 30日超えた場合、受け皿がないのではないかと、家族も引き取らない。(その他)

【県政参画電子アンケート】回答 391 / 487 件 (回収率 80%)

区 分	賛成	反対	賛否不明	計
県政参画電子アンケート会員	320	62	9	391

【主な意見】

- 高齢社会の進行に対し、法令の準備は遅れている。現実に即していないことも多く、事業者の法定外サービスのおかげで成立する家庭も多いことを社会が認識すべき。
- 家で生活が可能でも、認知症初期の場合等、人との関わりが多い方がよい。単身、老老介護の場合等もケースバイケースで対応すべき。
- 指針により劣悪な環境の施設の改善指導ができる。慣れたデイ施設で泊まりたい希望は叶えるべき。介護する方もいつまで続くかわからない中で経済的にも心労もあり、低価格で少しは息抜きができる。
- ガイドラインは大変有効。法定外であるのに、法令に準拠するのは変。私費サービスなので、融通をきかせた方がよい。
- 真に緊急時のみにすべき、施設の利用者確保が目的にならないよう指導・監視が必要。

【保険者アンケート】回答 17 件 (回収率 100%)

区 分	賛成	反対	賛否不明	計
保険者 (市町等)	17	0	0	17

【主な意見】

- ガイドライン作成賛成、プライバシー・安全性の確保など大賛成
- 十分に検討された内容と判断する。しかし必要に迫られて利用している人にとっては、30日を超えた場合、一旦、帰宅できる状況ではないこともあり心配。劣悪な環境でなければ、安い単価で利用できる手ごろな場所として、上手に利用すればよいと考える。
- お泊りデイサービスを特養の待機場所として利用されている中重度の要介護認定者については、適切なケアマネジメントのもと、市内で増床される特養利用を検討頂くと共に、宿泊利用が必要なその他の要介護認定者については、適切なケアマネジメントのもと、小規模多機能型居宅介護の利用を検討頂ければと考える。

【地域包括支援センターアンケート】回答 33 / 34 件 (回収率 97%)

区 分	賛成	反対	賛否不明	計
地域包括支援センター	31	2	0	33

【主な意見】

- ある程度、ルールが必要。(事故防止、トラブル防止のため) 法律の抜け道になっており、高齢者の人権を考えると、早期の法整備が必要。
- たまに行くショートステイでなく、行き慣れているデイに泊まれることは、利用者の安心安全に繋がる。ガイドラインを定め、必要に応じ運用していくことが必要。
- 介護とは何かという根本、家族・ケアマネ・介護サービス事業者も考えながら (ケアマネジメントが必要?) 利用することが必要。
- 事業所がガイドラインについて説明責任を果たすよう県より指導して頂きたい。
- 利用者の方々の処遇と安全の確保は重要だが、ガイドライン設定・施行に当たって、支援を必要とする人が行き場を失わないようお願いしたい。
- 第三者 (地域包括支援センターや行政) がサービス担当者会議に参加し、きちんとした機能が果たしているかどうか把握していく必要があると思う。
- ショートステイ可能な施設や床数の少ない地域では、お泊まりデイがあることで、介護者が安心して介護できる側面もある。